

里親制度をご存じですか

さまざまな理由により家庭での生活が困難、または養育を受けられなくなった子どもを家族の一員として迎え、豊かな愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する里親制度。県内には、家庭で生活することができず児童養護施設、乳児院、里親のもとで生活する子どもがおよそ800人います。里親登録数は226世帯。そのうちの56世帯に78人の子どもたちが生活をしています。

(令和3年4月1日現在)

里親制度の意義

子どもたちが里親家庭で生活することで次のような効果が生まれるといわれています。

- ・安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる
- ・将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができます
- ・社会性や人間関係、生活技術が習得できる

児童養護施設などで養護する場合もありますが、「あたりまえの生活」を保障しやすい環境を家庭レベルで提供するのが里親制度です。

里親の種類

養育里親

何らかの理由により家庭で生活できない子ども(要保護児童)を、保護者が引き取れるようになるまで、または18歳(場合によっては20歳)になるまで養育を行う人のことです。

専門里親

要保護児童のうち、被虐待児・非行などの問題を抱える子ども・障がい児など、専門的ケアを必要とする子どもを一定期間養育します。里親として3年以上の養育実績が求められるほか、国が定める研修を修了していることが必要になります。

養子縁組希望里親

養子縁組を前提として、要保護児童を養育する里親です。養子縁組成立により委託は終了します。

親族里親

実親などが、死亡・行方不明・拘禁・入院などによりて養育が困難になった時、要保護児童の扶養義務者およびその配偶者である3親等以内の親族が里親として養育を行います。

「子どもは社会の宝物」

子どもは、家庭だけではなく地域社会全体で育成される必要があります。子どもの養育に携わる全ての人に、この里親制度を知つてもらうことが重要です。

お問い合わせ

南関町役場福祉課子育て支援係 ☎ 57-8503(直通)

養育家庭支援センターきらきら ☎ 096-383-8100

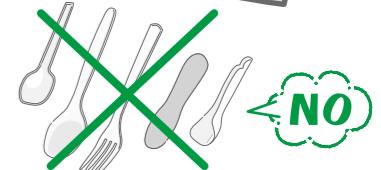
熊本県中央児童相談所 ☎ 096-381-4451(里親担当者)

環境のために～その④～

ごみの減量化作戦

1 買い物編

- ・マイバッグを利用しましょう
- ・必要な物を必要な分だけ買いましょう
- ・長期間使用できるもの・詰め替え製品を利用しましょう
- ・包装や不要な景品・オマケ等は断りましょう
- ・環境への取組みに積極的な店舗や品物を選びましょう



2 食品編

- ・好き嫌いせずに、残さず食べましょう
- ・冷蔵庫をこまめにチェックし、保存は適正に
- ・食べられる量を料理しましょう



日本のフードロス
約612万トンも！

冷凍・乾燥
保存ができる野菜も
意外と多いよ！

3 ゴミ出し編

- ・生ごみの水切りを徹底しましょう
- ・きちんと分別し、資源として再利用しましょう
⇒ 資源ごみとしてリサイクル
⇒ 使用できるものは、フリーマーケット等を活用

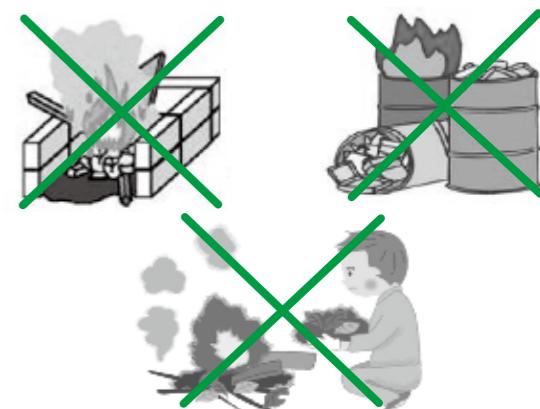


問 税務住民課 環境対策係 ☎ 57-8579

野焼きの原則禁止

野焼きとは農地や空き地など、野外で家庭ごみや事業所ごみを燃やすことです。

野焼きは、その煙や悪臭により、近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康に悪影響を及ぼしたり、火災や大気汚染の原因の一つとなっていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により、原則禁止されています。



罰則(廃棄物処理法第25条、第32条)

焼却禁止規定に違反すると、廃棄物処理法により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられる場合があります。また、野焼き行為が法人の業務に関するものであるときは、行為者の他、その法人に3億円以下の罰金が科せられる場合があります。なお、未遂でも同様です。

問 税務住民課 環境対策係 ☎ 57-8579